労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第十五号を次のように改める。

十五　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン

第二十三条第五号中「ポツト法」を「ポット法」に改め、同条に次の一号を加える。

十五　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

別表第三第二号19を次のように改める。

19　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九号

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万千八百円」を「二万八千円」に改め、同条第二号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「一万八千九百円」を「二万四千円」に改め、同条第三号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「一万千百円」を「一万四千円」に改め、同条第四号中「六千八百円」を「八千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同項第四号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第四号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行に伴い、及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の規定に基づき、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄